

「基本を落とさない勉強法～民訴等科目編」

民事訴訟（執行・保全）法、供託法、司法書士法

1 平成24年度の本試験

(1) 出題の範囲、形式

(2) 問題の各肢（11問×5肢＝55肢）の分析 各肢ごとに虱つぶしに、分析する。

(3) 敗因の分析

択一試験は、○か×のいずれか。△はない。

2 本試験の出題例（第1問／別紙）

3 来年度の合格のために必要なこと／正答率70%以上の人

4 来年度の合格のために必要なこと／正答率70%以下の人

(1) 条文

その意味を正確に理解し、本試験までに暗記する。

(2) テキスト

その基礎知識（意義、要件、効果）を正確に理解する。

(3) 判例、先例

重要かつ基本的なものは正確に理解する（暗記するくらいに）。

(4) 過去問

各肢ごとに虱つぶしに、**反復**する（暗記するくらいに）。

5 弱点克服講座の紹介

(1) 楽しい勉強

民訴系の基礎知識を、**楽しく**勉強する。

(2) **設例重視**の講義

講師が実務で手がけた案件を用いる。

(3) 関連学習

民法、不動産登記法との**関連知識**に言及する。

(4) 復習中心

復習シートに基づいて、**徹底して自習する環境**を提供する。

(5) 知識の確認

講義前の確認テスト（過去問中心）により、**知識を確認**する。

6 講師の希望する受講者

(1) **平成25年度の合格**を目指す人

(2) 民訴系の科目について**苦手意識**のある人

(3) 受験歴が長くて、**心機一転**を図りたい人

(4) 民訴系の科目の**初学者**

(5) **志（こころざし）**の高い人

合格後に法律家（認定司法書士）として活躍したい人

7 使用テキストの紹介

小山 弘著「実例で学ぶ民訴の礎」（Wセミナー）

以上

(別紙)

本試験の出題例／第1問

第1問 訴訟代理権又は訴訟代理人に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 訴訟代理権を欠く者がした訴訟行為を当事者が追認したときは、当該訴訟行為は、その追認の時からその効力を生ずる。
- イ 当事者がその訴訟代理人の事実に関する陳述を直ちに取り消したときは、当該陳述は、その効力を生じない。
- ウ 当事者が数人の訴訟代理人を選任した場合において、訴訟代理人の全員が共同で代理権を行使すべき旨を定めたときは、一部の訴訟代理人が単独でした訴訟行為は、その効力を生じない。
- エ 訴訟代理人は、委任を受けた事件について、相手方の提起した反訴に関する訴訟行為をするには、特別の委任を受けなければならない。
- オ 当事者がその訴訟代理人を解任したときは、当事者又は訴訟代理人がその旨を相手方に通知しなければ、代理権の消滅は、その効力を生じない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第1問 (訴訟代理権と訴訟代理人)

- ア × 明文／§59が§34-II(遡及効)を準用
- イ ○ 明文／§57(当事者の校正権)
- ウ × 明文／§56-II(共同代理の定めは無効)
- エ × 明文／§55-I(訴訟代理権の範囲)
- オ ○ 明文／§59が§36-I(代理権の消滅の通知)を準用